

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 214

処 分 名	旅館業営業の相続による地位の承継の承認			
処 分 の 概 要	承認申請に基づいて、書類審査等を実施し、基準を満たす場合には相続による承継を承認する。			
根 拠 法 令 名	旅館業法(昭和23年法律第138号)			
条 項	第3条の3第1項			
所 管 課	生活衛生課			
経由機関での処理期間	なし			
所管課での処理期間	7日			
標 準 処 理 期 間	計 7日			
判 断 基 準	旅館業法第3条の3第1項に該当する者の申請で、第3条第2項の1号、2号及び第3項に該当しないこと。			
【根拠法令】 旅館業法 第三条の三 営業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人にに対して了第三条第一項の許可は、その相続人に對してしたものとみなす。 3 第三条第二項(申請者に係る部分に限る。)及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。				
第三条 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく处分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。) 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいづれかに該当するもの 七 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいづれかに該当する者があるもの 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。) 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。) 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定めるもの				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。)については、当該学校が大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。)が設置する学校をいう。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下この項において「公立大学法人」という。)が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校的校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長)、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)においては、当該指定都市又は中核市の長)の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

松山市旅館業法施行条例

第3条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める清純な施設環境を保持しなければならない施設は、次のとおりとする。

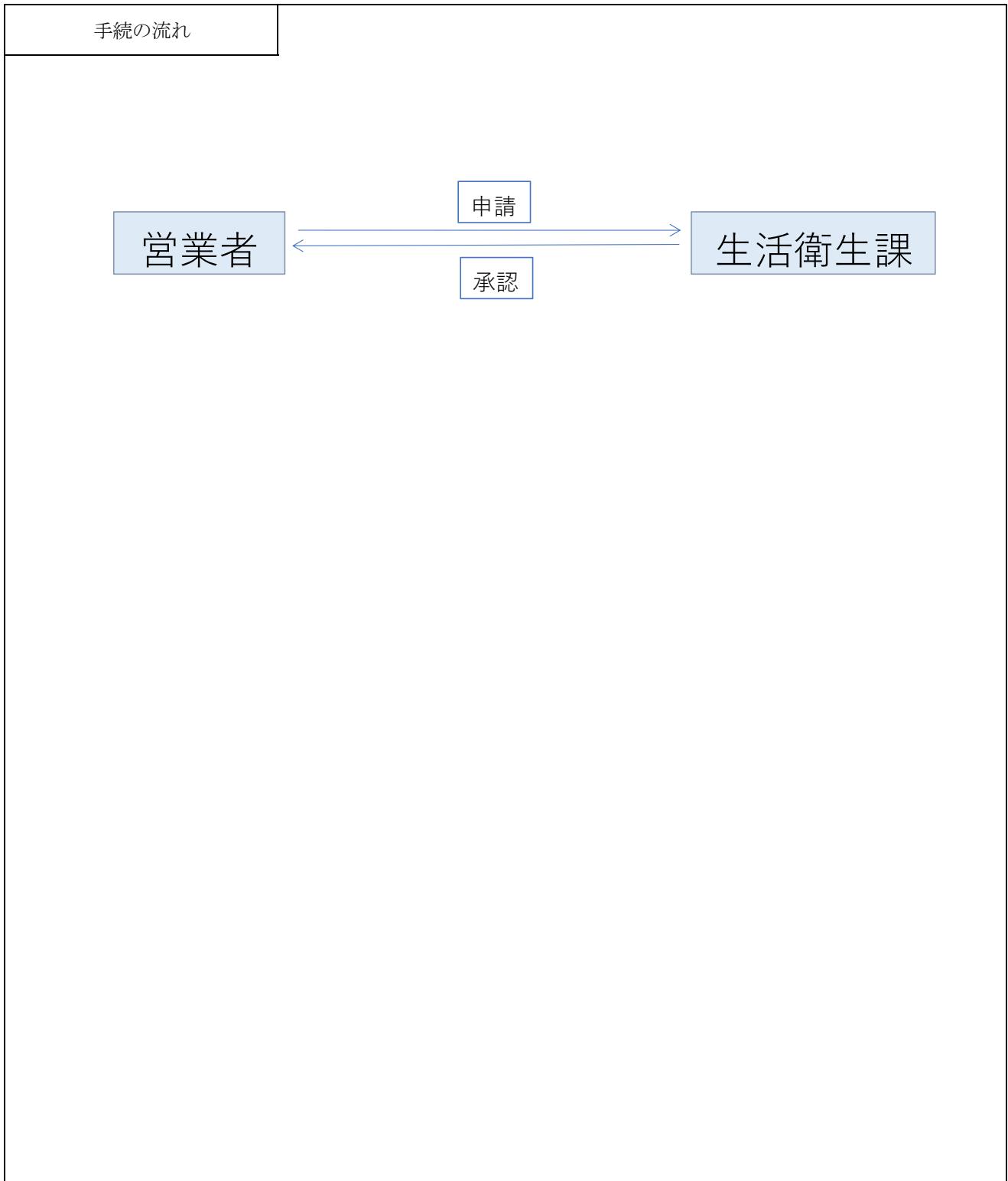
- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (3) 青少年教育施設、スポーツ施設等で、主として、児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項に規定する児童をいう。以下この号において同じ。)の利用に供され、又は多数の児童の利用に供されるものであつて、市長が指定するもの

2 市長は、前項第3号に規定する施設を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(意見を聴取すべき者)

第4条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により前条第1項の施設につき清純な施設環境が害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
- (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号以外の施設であつて、当該施設について監督庁があるときは、当該監督庁
- (4) 前3号以外の施設については、当該施設の存する市町長



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。